

松山市新型コロナウイルス対策
営業時間短縮等協力金
【第4弾】

よくあるお問い合わせ

令和3年4月22日

令和3年4月25日改訂

松山市

Q1 協力金の内容を教えてください。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、愛媛県は、「感染対策期」を令和3年4月22日（木曜日）～令和3年5月19日（水曜日）まで延長し、合わせて松山市全域の飲食店等に営業時間の短縮を要請しました。

この要請の全ての期間で営業時間の短縮にご協力いただいた飲食店等に協力金（第4弾）を給付します。

Q2 協力金の対象を教えてください。

松山市内の飲食店等で、以下の全てに該当する施設（店舗）です。

- (1) 令和3年4月22日～5月19日までの全ての期間が含まれている食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている施設（店舗）
- (2) 屋内に常設の飲食スペースを設けている施設（店舗）
- (3) 令和3年4月22日（木）午前0時～5月19日（水）24時の全ての期間で営業時間短縮（営業時間：午前5～20時まで、酒類提供：午前11時～19時まで）を実施している施設（店舗）※

※従前から、午前5時～20時までの時間の範囲内で、営業している施設（店舗）は対象外です。ただし、19時以降に酒類の提供を行っている場合は、対象となります。

※時短営業のお知らせチラシを施設（店舗）前に掲示するなど、利用客に分かるように周知してください。（申請には、周知していたことがわかる写真等が必要です。）

Q3 協力金の計算方法を教えてください。（4/25時点）

国の資料では、協力金の計算方法は、次の計算方法で示されているので目安としてください。

< 中小企業（個人事業者含む） > 【売上高方式】

まん延防止等重点措置 適用前		まん延防止等重点措置 適用中	
4/22 ~ 4/24		4/25 ~ 5/11	
2019年又は2020年の4～5月の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額※ ¹	2019年又は2020年の4～5月の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額※ ²
10万円以下の場合	3万円	7万5千円以下の場合	3万円
10万円超～ 25万円以下の場合	3万円～ 7万5千円の範囲	7万5千円超～ 25万円以下の場合	3万円～ 10万円の範囲
25万円超の場合	7万5千円	25万円超の場合	10万円

※¹ 計算式: 1日当たりの売上高×0.3（千円単位に切り上げ）

※² 計算式: 1日当たりの売上高×0.4（千円単位に切り上げ）

＜大企業＞【売上高減少額方式】※希望する場合は中小企業（個人事業者含む）も選択可

まん延防止等重点措置 適用前	まん延防止等重点措置 適用中
4/22 ~ 4/24	4/25 ~ 5/11
1日当たりの協力金給付額	
2019年又は2020年の4~5月の 1日当たりの売上高減少額×0.4 ^{※1} (千円単位に切り上げ)	2019年又は2020年の4~5月の 1日当たりの売上高減少額×0.4 ^{※2} (千円単位に切り上げ)

※1 上限額：20万円又は2019年若しくは2020年の4~5月の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額

※2 上限額：20万円

Q4 協力金の金額計算における1日当たりの売上高とは何ですか。(4/21時点)

国の資料では、次の計算方法が示されているので目安としてください。

「2019年又は2020年の4~5月の売上高の合計 ÷ 61日」

※上記で算出できない場合は、年間売上高 ÷ 365日でも構いません。

Q5 協力金の金額計算における1日当たりの売上高減少額とは何ですか。(4/21時点)

確認できる国の資料では、次の計算方法が示されているので目安としてください。

「(2019年又は2020年の4~5月の売上高の合計 - 2021年4~5月の売上高の合計) ÷ 61日」

Q6 月ごとの売上高はどのように確認すればいいですか。(4/21時点)

国の資料では、以下を想定しています。詳細は決まり次第、改めてお知らせします。

- ・法人税の確定申告書別表一の控え（法人）
- ・法人事業概況説明書（月別売上高、兼業割合）の控え等（法人）
- ・所得税の確定申告書第一表の控え（個人）
- ・青色申告決算書（月別売上高）の控え等（個人）
- ・売上帳等の帳簿の写し（共通）

Q7 中小企業（個人事業者含む）と大企業の違いは何ですか。

中小企業の定義は以下を想定しています。なお、大企業とは中小企業以外の事業者を指します。 ※中小企業基本法第2条に基づく定義

【飲食業】

資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

【サービス業(カラオケ等)】

資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

Q8 大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、個人事業者は、協力金の対象となりますか。

松山市内に従前から 20 時～午前 5 時（酒類の提供は 19 時～11 時）の間に営業している対象施設（店舗）があり、令和 3 年 4 月 22 日（木）午前 0 時～5 月 19 日（水）24 時の全ての期間で営業時間短縮（営業時間：午前 5～20 時まで、酒類提供：午前 11 時～19 時まで）を実施し、同期間が全て含まれる食品衛生法上に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている場合は、対象になります。

Q9 対象施設（店舗）が松山市外ですが、協力金の対象となりますか。

松山市内に対象施設（店舗）がなければ対象となりません。

愛媛県内の他市町では、令和 3 年 4 月 26 日（月）～5 月 19 日（水）までの全期間で時短要請に応じた酒類を提供する飲食店等に協力金を給付していますので、対象施設（店舗）のある市町にお問い合わせください。

Q10 本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか。

松山市内に従前から 20 時～午前 5 時（酒類の提供は 19 時～11 時）の間に営業している対象施設（店舗）があり、令和 3 年 4 月 22 日（木）午前 0 時～5 月 19 日（水）24 時の全ての期間で営業時間短縮（営業時間：午前 5～20 時まで、酒類提供：午前 11 時～19 時まで）を実施し、同期間がすべて含まれる食品衛生法上に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている場合は、対象になります。

Q11 休業した場合、協力金の対象となりますか。

松山市内に従前から 20 時～午前 5 時（酒類の提供は 19 時～11 時）の間に営業している対象施設（店舗）があり、令和 3 年 4 月 22 日（木）午前 0 時～5 月 19 日（水）24 時の全ての期間で休業し、同期間がすべて含まれる食品衛生法上に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている場合は、対象になります。

Q12 曜日によって時短営業と休業を使い分けた場合、協力金の対象となりますか。

松山市内に従前から 20 時～午前 5 時（酒類の提供は 19 時～11 時）の間に営業している対象施設（店舗）があり、令和 3 年 4 月 22 日（木）午前 0 時～5 月 19 日（水）24 時の全ての期間で営業時間短縮（営業時間：午前 5～20 時まで、酒類提供：午前 11 時～19 時まで）または休業を実施し、同期間がすべて含まれる食品衛生法上に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている場合は、対象になります。

Q13 通常、20時まで営業している施設（店舗）が、19時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。

従前から、20時～午前5時の間に営業していない施設（店舗）は時短要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

ただし、19時以降、酒類の提供（器に注いで提供すること）を行っている対象施設（店舗）が、酒類の提供を19時までに短縮した場合は対象となります。

Q14 通常、20時を超えて営業している施設（店舗）が、20時～午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで営業する場合、協力金の対象となりますか。

時短要請の対象となる対象施設（店舗）で、20時～午前5時の間、店内営業を行っていない場合は、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。（酒類のテイクアウトやデリバリーも同様です。）

Q15 キッチンカーや持ち帰りのみの弁当・惣菜などで飲食を提供している場合は、協力金の対象となりますか。

県の要請では、「屋内に常設の飲食スペースを設けている施設（店舗）」を対象としているので、テイクアウトのみの施設（店舗）は、協力金の対象となりません。

Q16 4月23日以降にオープンした対象施設（店舗）は、協力金の対象となりますか。

協力金は、松山市内に従前から20時～午前5時（酒類の提供は19時～11時）の間に営業している対象施設（店舗）があり、令和3年4月22日（木）午前0時～5月19日（水）24時の全ての期間で営業時間短縮（営業時間：午前5～20時まで、酒類提供：午前11時～19時まで）を実施し、同期間が全て含まれる食品衛生法上に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けていることが要件ですので、対象となりません。

Q17 申請はいつからですか。申請書はどこに行けばもらえますか。

全ての要請期間が終了した5月20日以降に受付を開始する予定です。

申請書は準備中です。受付方法や配付場所などの詳細は、準備ができ次第、市ホームページなどでお知らせします。

Q18 なぜ飲食店だけしか協力金が出ないのですか。

県は、これまでの感染事例などから飲食シーンの感染が多いため、さらなる感染症の拡大を防止するため集中的に対策を講じるという観点から、時短要請にご協力いただいた飲食店を対象としています。

Q19 時短営業の実態はどのように確認するのですか。

時短営業の実態確認は、協力金の申請時に、時間短縮を告知したことが分かる写真（対象施設（店舗）のドアなどに、時間短縮を告知した張り紙を掲示したもの）や HP、SNS などで告知している書類を申請時に提出いただくことを想定しています。

また、要請期間中、愛媛県と松山市が連携して見回り活動も行っています。

Q20 時短要請に関する問い合わせ先はどこですか。

【時短要請に関すること】

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部

電話：089-968-2419 午前9時～17時（平日のみ）

【協力金の申請受付に関すること】

松山市 産業経済部 地域経済課

電話：089-948-6550・6783 午前8時30分～17時（平日のみ）